

# 里親が行う養育に関する最低基準

## ○教育（第7条）

- ・ 里親は、**委託児童に対し**、学校教育法の規定に基づく義務教育のほか、**必要な教育を受けさせる**よう努めなければならない。



### ◇長期の委託となる場合の留意点

- ・ 委託児童が高校等へ進学する場合など、長期的にみると里親に支給される措置費等だけでは賄えない費用も出てくるのが考えられるため、家計が安定しており、子どもの社会的な自立を支えられることが必要。